

## 取扱処方箋数届書

許可番号及び年月日	(薬) 第100号 令和3年1月1日 <u>(有効期間の始期を記載してください)</u>
薬局の名称	県庁薬局
薬局の所在地	宮崎市橘通東1丁目10番1号
前年において業務を行った期間及び日数	1月4日～12月29日(200日)
前年における総取扱処方箋数	25,000枚
備考	①1日当たり平均処方箋数 25,000枚/200日 = 125枚 ②令和7年12月末現在の薬剤師数 4名 <u>(薬剤師数の算出方法は別添のとおりです。)</u>

上記により、取扱処方箋数の届出をします。

令和8年1月31日

(届出日を記載してください)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
宮崎市橘通東2丁目10番1号

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
株式会社県庁薬局 代表取締役 宮崎 太郎

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 前年における総取扱処方箋数欄には、前年において取り扱った眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ3分の2を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数を記載すること。

(別添)

## ○薬剤師数の算出方法

「薬局等の許可等に関する疑義について（回答）（平成 11 年 2 月 16 日付医薬企第 16 号厚生省医薬安全局規格課長通知）」のとおり以下の考え方で算出します。

- ① 常勤薬剤師（原則として薬局で定めた就業規則に基づく薬剤師の勤務時間（以下、「薬局で定める勤務時間」という。))の全てを勤務する者を 1 とします。ただし、1 週間の薬局で定める勤務時間が 32 時間未満の場合は 32 時間以上勤務している者を常勤とします。
- ② 非常勤薬剤師は、その勤務時間を 1 週間の薬局で定める勤務時間により割り算した数とします。ただし、1 週間の薬局で定める勤務時間が 32 時間未満と定められている場合は、換算する分母は 32 時間とします。

※ この算出方法は薬局機能情報報告の薬剤師数においても同様ですので、御留意ください。

【例 1】1 週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間が 40 時間の薬局で、

薬剤師 A 週 40 時間

薬剤師 B 週 32 時間

薬剤師 C 週 16 時間 勤務の場合、

薬剤師 A は常勤で 1、B は  $32 / 40 = 0.8$ 、C は  $16 / 40 = 0.4$  となり、この薬局の薬剤師数は  $1 + 0.8 + 0.4 = 2.2$ 、端数は切り捨てるため、2 となります。

【例 2】1 週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間が 30 時間の薬局で、

薬剤師 A 週 40 時間

薬剤師 B 週 16 時間

薬剤師 C 週 8 時間 勤務の場合、

薬剤師 A は常勤で 1、B は  $16 / 32 = 0.5$ 、C は  $8 / 32 = 0.25$  となり、この薬局の薬剤師数は  $1 + 0.5 + 0.25 = 1.75$ 、端数は切り捨てるため、1 となります。